

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について
 藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例
 藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部を
 次のように改正する。

別表第1特別入院室料の項1人室の項Aの項中「20,000円」を「18,000
 円」に、「30,000円」を「27,000円」に改め、同表特別入院室料の項1人
 室の項に次のように加える。

D	1日	13,000円	1日	19,500円
---	----	---------	----	---------

別表第1特別入院室料の項2人室の項に次のように加える。

C	1日	8,000円	1日	12,000円
---	----	--------	----	---------

附 則

- 1 この条例は、平成27年9月19日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の特別入院室の利用に係る使用料について適用し、同日前の特別入院室の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市民病院における特別入院室料について、西館の改修工事に伴い額を改定し、及び新しい東館を整備することに伴い新たに額を定める必要による。